

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改 正 後	改 正 前
別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達	別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達
第2編 酒税法関係 第7条 酒類の製造免許 第1項関係 5 法人成り等の場合の酒類等の製造免許の取扱い 酒類等製造者（製造者又は酒母等の製造免許を受けている者をいう。以下同じ。）が、次の(1)に掲げる営業主体の人格の変更等（以下、製造免許関係の取扱いにおいて「法人成り等」という。）を行うことにより、新たに酒類等の製造免許の申請がなされた場合において、当該申請が次の(2)に掲げる要件を満たすときは、酒類等の製造場の増加を伴わないものに限り、法人成り等が行われる直前において当該製造場において受けていた酒類等の製造免許と同一の新規免許を付与することに取り扱う。 (1) 営業主体の人格の変更等の形態 イ～ロ （省略） ハ 酒類等製造者の一部の製造場（清酒、合成清酒、連続式蒸留しょうちゅう、その他のしょうちゅう（第10条第11号関係の2《酒類の製造免許の取扱い》の(4)のハに定める単式蒸留しょうちゅうをいう。以下同じ。）、 <u>その他のみりん</u> （同号関係の2の(5)のロに定めるみりんをいう。以下同じ。）及び原料用アルコールの製造場を除く。）が、当該酒類等製造者から離れ、独立の人格となる場合 ニ～ホ （省略） ヘ 製造者の営業を譲り受けて酒類（清酒、合成清酒、連続式蒸留しょうちゅう、その他のしょうちゅう、 <u>その他のみりん及び原料用アルコールに限る。</u> ）の製造をしようとする場合。ただし、次の1つに該当する場合を除く。 (イ)～(ロ) （省略） 第10条 製造免許等の要件 第11号関係 2 酒類の製造免許の取扱い (4) 単式蒸留しょうちゅう イ （省略） ロ 特産品しょうちゅう（単式蒸留しょうちゅうのうち、申請等製造場の所在する地域で生産された特産	第2編 酒税法関係 第7条 酒類の製造免許 第1項関係 5 法人成り等の場合の酒類等の製造免許の取扱い 酒類等製造者（製造者又は酒母等の製造免許を受けている者をいう。以下同じ。）が、次の(1)に掲げる営業主体の人格の変更等（以下、製造免許関係の取扱いにおいて「法人成り等」という。）を行うことにより、新たに酒類等の製造免許の申請がなされた場合において、当該申請が次の(2)に掲げる要件を満たすときは、酒類等の製造場の増加を伴わないものに限り、法人成り等が行われる直前において当該製造場において受けていた酒類等の製造免許と同一の新規免許を付与することに取り扱う。 (1) 営業主体の人格の変更等の形態 イ～ロ （同左） ハ 酒類等製造者の一部の製造場（清酒、合成清酒、連続式蒸留しょうちゅう、その他のしょうちゅう（第10条第11号関係の2《酒類の製造免許の取扱い》の(4)のハに定める単式蒸留しょうちゅうをいう。以下同じ。）、 <u>みりん</u> 及び原料用アルコールの製造場を除く。）が、当該酒類等製造者から離れ、独立の人格となる場合 ニ～ホ （同左） ヘ 製造者の営業を譲り受けて酒類（清酒、合成清酒、連続式蒸留しょうちゅう、その他のしょうちゅう、 <u>みりん</u> 及び原料用アルコールに限る。）の製造をしようとする場合。ただし、次の1つに該当する場合を除く。 (イ)～(ロ) （同左） 第10条 製造免許等の要件 第11号関係 2 酒類の製造免許の取扱い (4) 単式蒸留しょうちゅう イ （同左） ロ 特産品しょうちゅう（単式蒸留しょうちゅうのうち、申請等製造場の所在する地域で生産された特産

改正後	改正前
品を主原料として製造するものをいう。以下同じ。) 製造しようとする酒類が、特産品の特性を有するものであり、かつ、その製造及び販売見込数量から販売先が申請等地域に限定されていると認められる場合には、申請等に基づいて個々にその内容を検討の上、免許付与等の可否を決定する。 なお、特産品のうち米、麦、さつまいも又はそばを主原料として製造しようとする場合には、申請等製造場の所在する都道府県が、申請等しようとする日の属する年度(毎年4月1日から翌年の3月31日までをいい、申請等しようとする日が4月1日から8月31日までの間にあつては、申請等しようとする日の直前の3月31日までの年度をいうものとする。以下「判定基準年度」という。)前3年度における平均課税移出数量(当該3年度内の各年度の当該都道府県における申請等に係る酒類の課税移出数量を合算したものの3分の1に相当する数量をいう。以下同じ。)と平均小売数量(当該3年度内の各年度の当該都道府県における申請等に係る酒類の小売数量を合算したものの3分の1に相当する数量をいう。以下同じ。)を比較して、平均課税移出数量が平均小売数量を下回っている都道府県である場合に限り付与等する。 (注) 1 申請等製造場の所在する地域は、原則として当該申請等製造場の所在する市町村(特別区を含む。)とする(以下(5)において同じ。))。 2～3 (省略) 4 平均課税移出数量が平均小売数量を下回っているどうかの判定は、判定基準年度の6月30日現在の数量により行う(以下(5)において同じ。))。 ハ (省略) (5) みりん イ 地場産米使用みりん(みりんのうち、申請製造場の所在する地域で生産された米(以下この(5)において「地場産米」という。))を主原料として製造するものをいう。以下同じ。) 製造しようとする酒類が、その製造及び販売見込数量から販売先が申請地域に限定されていると認められる場合には、申請に基づいて個々にその内容を検討の上、免許付与の可否を決定する。 なお、申請製造場の所在する都道府県が、判定基準年度前3年度における平均課税移出数量と平均小	品を主原料として製造するものをいう。以下同じ。) 製造しようとする酒類が、特産品の特性を有するものであり、かつ、その製造及び販売見込数量から販売先が申請等地域に限定されていると認められる場合には、申請等に基づいて個々にその内容を検討の上、免許付与等の可否を決定する。 なお、特産品のうち米、麦、さつまいも又はそばを主原料として製造しようとする場合には、申請等製造場の所在する都道府県が、申請等しようとする日の属する年度(毎年4月1日から翌年の3月31日までをいい、申請等しようとする日が4月1日から8月31日までの間にあつては、申請等しようとする日の直前の3月31日までの年度をいうものとする。以下「判定基準年度」という。)前3年度における平均課税移出数量(当該3年度内の各年度の当該都道府県における単式蒸留しょうちゅうの課税移出数量を合算したものの3分の1に相当する数量をいう。以下同じ。)と平均小売数量(当該3年度内の各年度の当該都道府県における単式蒸留しょうちゅうの小売数量を合算したものの3分の1に相当する数量をいう。以下同じ。)を比較して、平均課税移出数量が平均小売数量を下回っている都道府県である場合に限り付与等する。 (注) 1 申請等製造場の所在する地域は、原則として当該申請等製造場の所在する市町村(特別区を含む。)とする。 2～3 (同左) 4 平均課税移出数量が平均小売数量を下回っているどうかの判定は、判定基準年度の6月30日現在の数量により行う。 ハ (同左) (5) みりん (新設)

改正後	改正前
売数量を比較して、平均課税移出数量が平均小売数量を下回っている都道府県である場合に限り付与する。 (注)「申請製造場の所在する地域で生産された米を主原料として製造するもの」とは、その仕込みに使用した地場産米の重量が当該仕込みに使用した原料の総重量の50%超のものをいう。 ロ その他のみりん（みりんのうち、イ以外のものをいう。以下同じ。） 次のいずれかに該当する場合に限り付与する。 (イ) <u>その他のみりん製造者が</u>、企業合理化を図るため新たに製造場を設置してみりんを製造しようとする場合 (ロ) 2以上の<u>その他のみりん製造者が</u>、企業合理化を図るため新たに法人を組織し、新たに製造場を設置してみりんを共同製造しようとする場合 (ハ) <u>その他のみりん製造者が</u>、企業合理化を図るため分離又は分割し、新たに製造場を設置してみりんを製造しようとする場合 第11条 製造免許等の条件 第1項関係 1 「製造する酒類の数量の条件」の取扱い 製造する酒類の数量につき条件を付ける場合は、次により行う。 (1) 製造制限数量の設定の範囲 製造する酒類の数量の条件（以下「製造制限数量」という。）は、製造免許に期限を付ける場合又は当該酒類の需給の均衡を破り、ひいては酒税の確保に支障をきたすおそれがあると認められる場合に限り付ける。 (注) <u>特産品しょうちゅう（米、麦、さつまいも又はそばを主原料として製造しようとするものに限る。）及び地場産米使用みりんの製造免許</u>については、当分の間、(2)イのとおり条件を付けることに留意する。 (2) 製造制限数量の算定方法 製造免許に付ける製造制限数量は、次に掲げる場合には、それぞれ次に掲げるところにより算出した数量とし、その算出数量にキロリットル位（試験製造免許についてはリットル位。以下同じ。）未満の端数があるときは、その端数を四捨五入してキロリットル位にとどめる。 (注) 1 条件として付ける製造制限数量は、1会計年度間に製造する酒類の数量について制限す	次のいずれかに該当する場合に限り付与する。 イ <u>みりん製造者が</u>、企業合理化を図るため新たに製造場を設置してみりんを製造しようとする場合 ロ 2以上の<u>みりん製造者が</u>、企業合理化を図るため新たに法人を組織し、新たに製造場を設置してみりんを共同製造しようとする場合 ハ <u>みりん製造者が</u>、企業合理化を図るため分離又は分割し、新たに製造場を設置してみりんを製造しようとする場合 第11条 製造免許等の条件 第1項関係 1 「製造する酒類の数量の条件」の取扱い 製造する酒類の数量につき条件を付ける場合は、次により行う。 (1) 製造制限数量の設定の範囲 製造する酒類の数量の条件（以下「製造制限数量」という。）は、製造免許に期限を付ける場合又は当該酒類の需給の均衡を破り、ひいては酒税の確保に支障をきたすおそれがあると認められる場合に限り付ける。 (注) <u>特産品しょうちゅうの製造免許のうち米、麦、さつまいも又はそばを主原料として製造しようとするもの</u>については、当分の間、(2)イのとおり条件を付けることに留意する。 (2) 製造制限数量の算定方法 製造免許に付ける製造制限数量は、次に掲げる場合には、それぞれ次に掲げるところにより算出した数量とし、その算出数量にキロリットル位（試験製造免許についてはリットル位。以下同じ。）未満の端数があるときは、その端数を四捨五入してキロリットル位にとどめる。 (注) 1 条件として付ける製造制限数量は、1会計年度間に製造する酒類の数量について制限す

改 正 後	改 正 前
るものであり、免許条件の延長の場合には改めて算定する必要はない。 2 製造制限数量は、原則として第3条（共通事項）の15〈酒類の製成の時期〉に定める時期に測定すべき数量によるが、合成清酒についてはアルコール分を15度、しょうちゅうについては、アルコール分を25度にそれぞれ換算した数量による。ただし、製造免許を受けた酒類の原料とするために製造する酒類は、製造制限数量には算入しない。 イ 製造免許を付与等しようとする酒類の需給状況並びに申請者等の製造技術及び販売能力等から判断して、製造免許申請書等に記載されている製造見込数量の範囲内において適当と認められる数量による。 ただし、<u>特産品しょうちゅう（米、麦、さつまいも又はそばを主原料として製造しようとするものに限る。）及び地場産米使用みりんの製造免許については、</u>「製造する数量は、100キロリットル以下に限る。」旨の条件を付ける。 （注） 製造制限数量を算定する場合は、その理由及び算定の根基を明確にしておく。 ロ （省略） 2 「製造する酒類の範囲の条件」の取扱い 製造する酒類の範囲について条件を付ける場合には、当該酒類の成分規格、原料、製造方法等の区分によるものとし、これらの条件は、特に酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要があると認められるときに限り付ける。 (1) 試験製造免許以外の製造免許の酒類の範囲の条件の取扱い 製造免許の酒類の範囲につき条件を付ける場合及び具体的な免許条件は、次による。 イ～ハ （省略） ニ <u>地場産米使用みりん</u> <u>地場産米使用みりんの製造免許を付与するときは、</u>「〇〇（産地の名称等を記載）で生産された米を主原料として製造するもの（及びこれに発泡性を持たせたもの）に限る。」旨。 ホ （省略） (2) （省略） 第2項関係 1 製造制限数量の緩和又は解除の取扱い 製造制限数量の緩和又は解除について申出があった場合には、当該申出者等が法第12条《酒類の製造免許の取	るものであり、免許条件の延長の場合には改めて算定する必要はない。 2 製造制限数量は、原則として第3条（共通事項）の15〈酒類の製成の時期〉に定める時期に測定すべき数量によるが、合成清酒についてはアルコール分を15度、しょうちゅうについては、アルコール分を25度にそれぞれ換算した数量による。ただし、製造免許を受けた酒類の原料とするために製造する酒類は、製造制限数量には算入しない。 イ 製造免許を付与等しようとする酒類の需給状況並びに申請者等の製造技術及び販売能力等から判断して、製造免許申請書等に記載されている製造見込数量の範囲内において適当と認められる数量による。 ただし、<u>特産品しょうちゅうの製造免許のうち米、麦、さつまいも又はそばを主原料として製造しようとするものについては、</u>「製造する数量は、100キロリットル以下に限る。」旨の条件を付ける。 （注） 製造制限数量を算定する場合は、その理由及び算定の根基を明確にしておく。 ロ （同左） 2 「製造する酒類の範囲の条件」の取扱い 製造する酒類の範囲について条件を付ける場合には、当該酒類の成分規格、原料、製造方法等の区分によるものとし、これらの条件は、特に酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要があると認められるときに限り付ける。 (1) 試験製造免許以外の製造免許の酒類の範囲の条件の取扱い 製造免許の酒類の範囲につき条件を付ける場合及び具体的な免許条件は、次による。 イ～ハ （同左） （新設） 三 （同左） (2) （同左） 第2項関係 1 製造制限数量の緩和又は解除の取扱い 製造制限数量の緩和又は解除について申出があった場合には、当該申出者等が法第12条《酒類の製造免許の取

改正後	改正前
消し》第1号から第3号まで及び第5号のいずれにも該当しない場合（期限付免許の場合の第3号の適用については、その期間中に酒類を製造しない場合に限る。）は、当該製造制限数量を販売実績等を勘案し必要と認められる数量まで緩和又は解除する。ただし、<u>特産品しょうちゅう（米、麦、さつまいも又はそばを主原料として製造するものに限る。）及び地場産米使用みりんの製造免許については、この限りではない。</u> （注） 期限を付けた製造免許及び試験製造免許については、緩和はできるが解除はしないのであるから留意する。 2～3 （省略）	消し》第1号から第3号まで及び第5号のいずれにも該当しない場合（期限付免許の場合の第3号の適用については、その期間中に酒類を製造しない場合に限る。）は、当該製造制限数量を販売実績等を勘案し必要と認められる数量まで緩和又は解除する。ただし、<u>特産品しょうちゅうの製造免許（米、麦、さつまいも又はそばを主原料として製造するものに限る。）については、この限りではない。</u> （注） 期限を付けた製造免許及び試験製造免許については、緩和はできるが解除はしないのであるから留意する。 2～3 （同左）